

環境の状況

Ⅲ 廃棄物に関するデータ

1 ごみ処理事業

(1) 現況

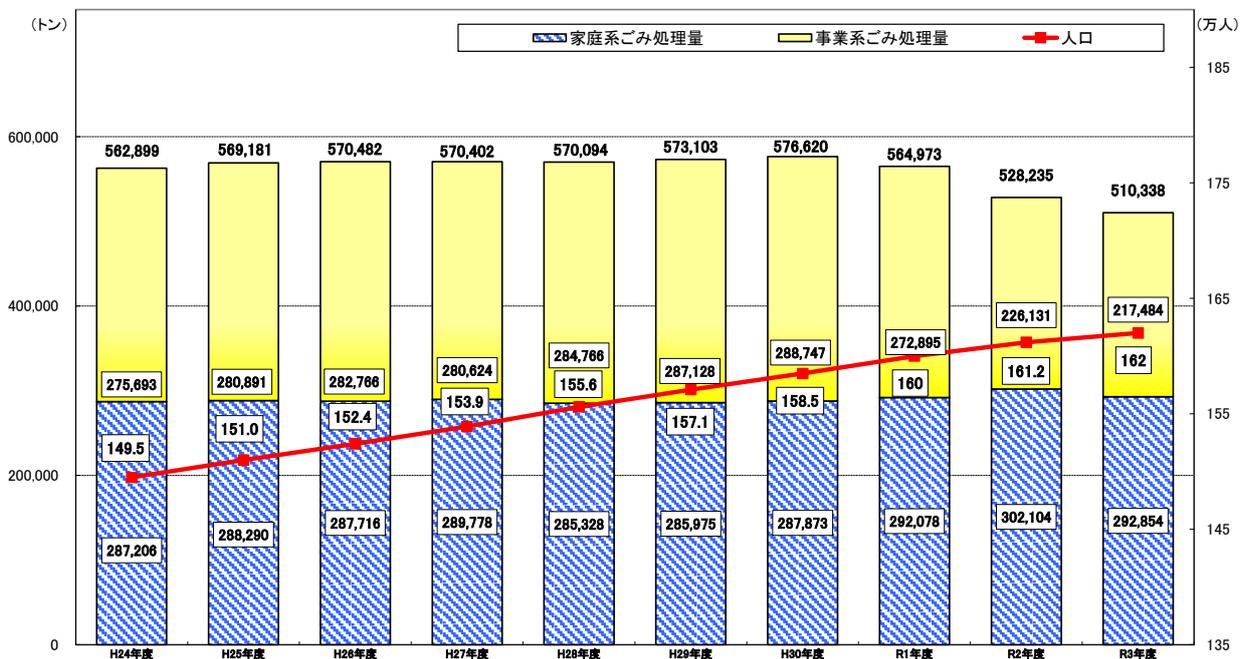
令和3年8月に策定した「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」において、令和12年度までに、令和元年度に比べ、ごみ処理量を3.5万トン削減する目標を掲げており、目標の達成に向け、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた3Rの取組みを推進するとともに、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施しているところである。

令和3年度のごみ処理量は、家庭系ごみ約29万3千トン、事業系ごみ約21万7千トン、合計約51万トンとなり、前年度と比べて約1万8千トン減少した。

家庭系ごみについては、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小したこと及び新聞や雑誌・広告等の古紙が減少したことなどから、処理量は前年度から約9千トン減少した。今後も引き続き、雑がみがリサイクルできることの認知度向上や家庭での食品ロス削減、マイバッグ・マイボトルの利用推進など、重点3品目に重点を置いた減量施策を実施していく必要がある。

事業系ごみについては、年度当初から古紙の分別区分を設けていたことや、令和3年11月に自己搬入ごみの事前登録制度を開始したこと、また、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことなどにより、前年度から約9千トン減少したが、長期的には新型コロナウイルス感染症の影響は小さくなるものと考えられることから、今後も古紙分別の制度定着を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移



※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

市民1人1日あたりのごみ処理量（家庭系ごみ原単位）及び1事業所1日あたりのごみ処理量（事業系ごみ原単位）
(g/人・日)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ原単位	526	523	517	515	502	499	498	499	513	495

(kg/所・日)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業系ごみ原単位	15.6	15.5	15.2	14.6	14.5	14.1	13.8	12.6	10.3	9.6

(2) ごみの収集・搬入

① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し収集を行っている。

また、可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

ア 可燃ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和4年4月現在計163台の委託収集車で夜間収集を行っている。

イ 不燃ごみ

家庭から排出される缶などの不燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和4年4月現在計29台の委託収集車で夜間収集を行っている。

ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINE等で粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券（有料）（手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙）を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和4年4月現在計44台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス（有料）を実施している。

（平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。）

エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和4年4月現在計27台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

② 事業系ごみ

ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器（可燃用・不燃用・古紙用）により排出し、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車138台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

③ 公共系ごみ

ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路についてロードスーパーによる清掃（委託）を開始し、令和4年4月現在10台、対象路線370.4kmで実施している。

また、ロードスーパーによる清掃が困難な市街地等については、昭和47年から人力による清掃（委託）を開始し、令和4年4月現在、対象路線は78.8kmとなっている。

イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和4年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

道路上等に不法投棄された投棄者不明のごみ並びに町内清掃及びボランティア清掃等で集められたごみについて、委託業者により処理している。

不法投棄対策として、職員、委託による夜間の監視パトロール実施、監視カメラの設置及び平成17年から「地域活動報奨制度」を発足させ、市民の協力による監視体制の強化を図るとともに、警察等関係機関と連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めている。

エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃ごみ、昭和63年4月から不燃ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃ごみの処理受託

⑥ 参考図表

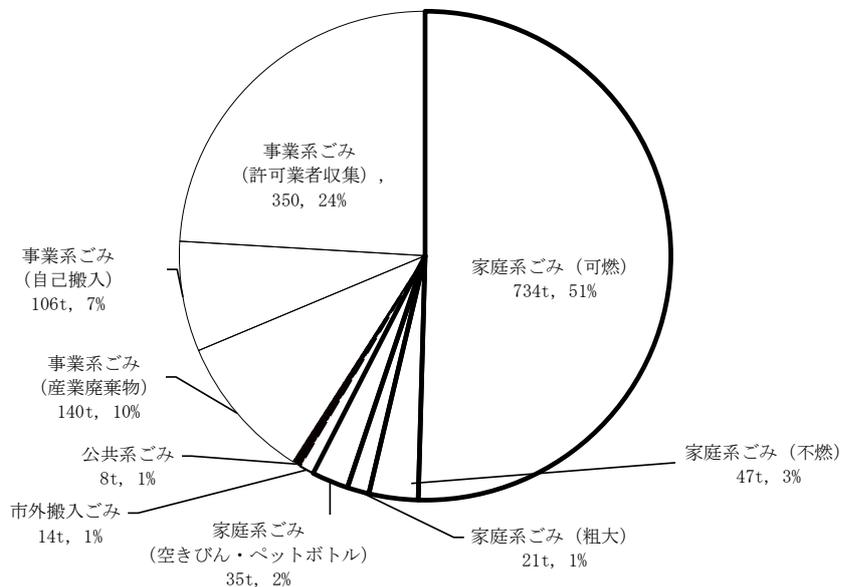
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 845,339世帯（令和4年4月現在）

区分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先	
家庭系ごみ	可燃ごみ	市（委託）	本市の域 本区	週2回	戸別収集 （集合住宅等は ステーション収集）	工場
	不燃ごみ			月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル			月1回		びん・ペットボトル中継 保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ			申込の都度		工場又は資源化センター 又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は 排出者	本市の域 本区	戸別収集又は 自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化 センター	
	不燃ごみ					
	古紙	許可業者、 排出者又は 収集運搬業者		随時	戸別収集、 自己搬入又は 収集運搬業者が 指定する方法	古紙再資源化施設
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市（委託）	主要幹線 道路等	週6回～ 月1回	工場又は埋立場 一部については資源化 センター	
	街路清掃ごみ			月3回～ 月1回		
	河川清掃ごみ			那珂川 博多川 御笠川		月21日
	不法投棄等の 堆積ごみ	市 （委託）	随時	焼却処理施設		
	犬猫等の死体	市（委託） 及び許可業者	本市の域 本区			随時

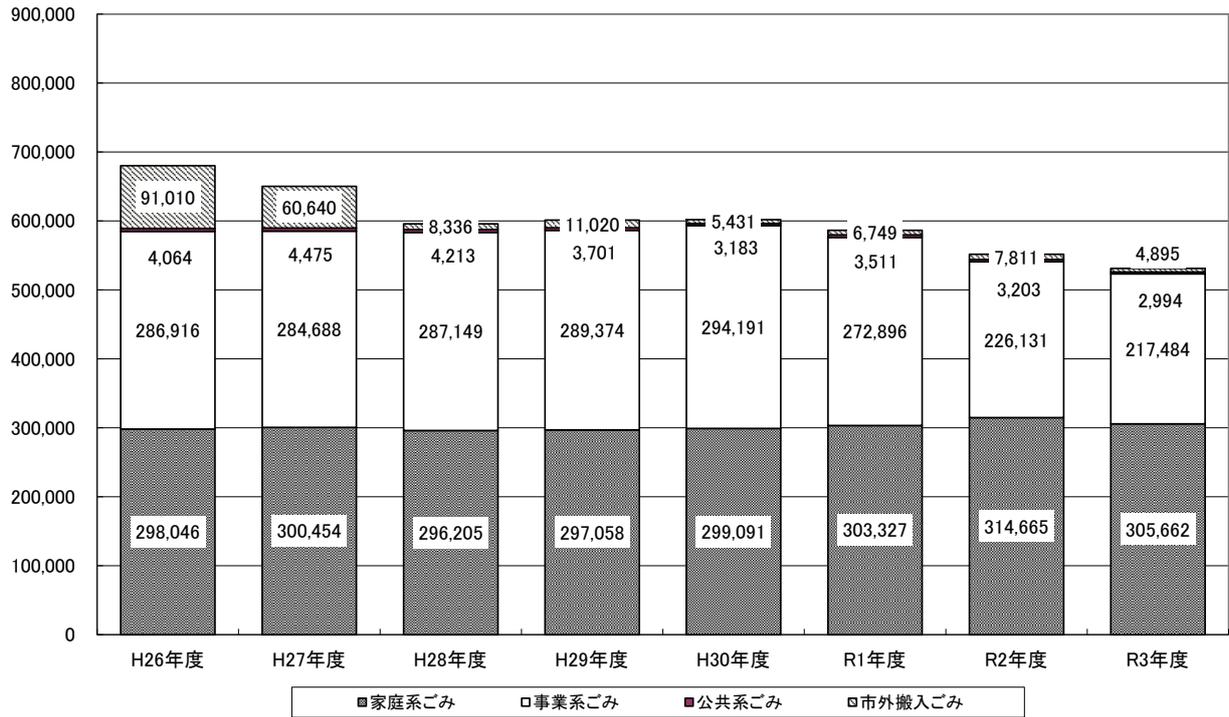
イ ごみ排出形態別収集搬入量比（令和3年度実績）

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,455 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



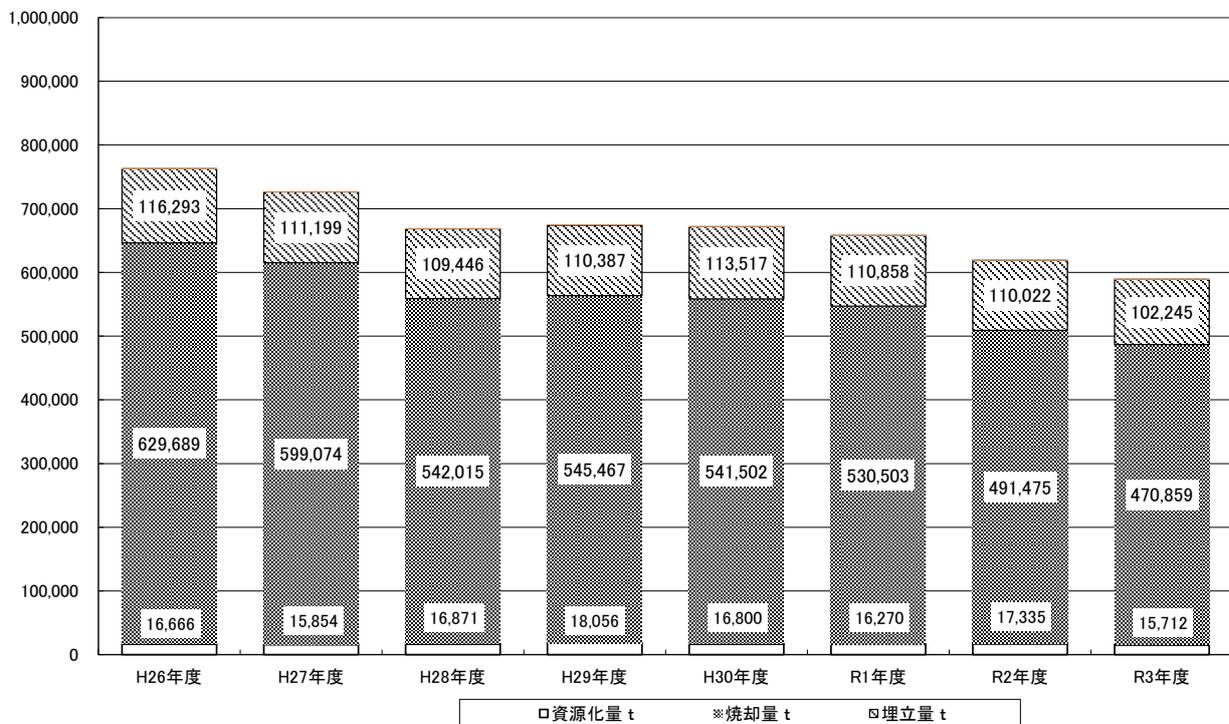
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



オ ごみの組成・発熱量

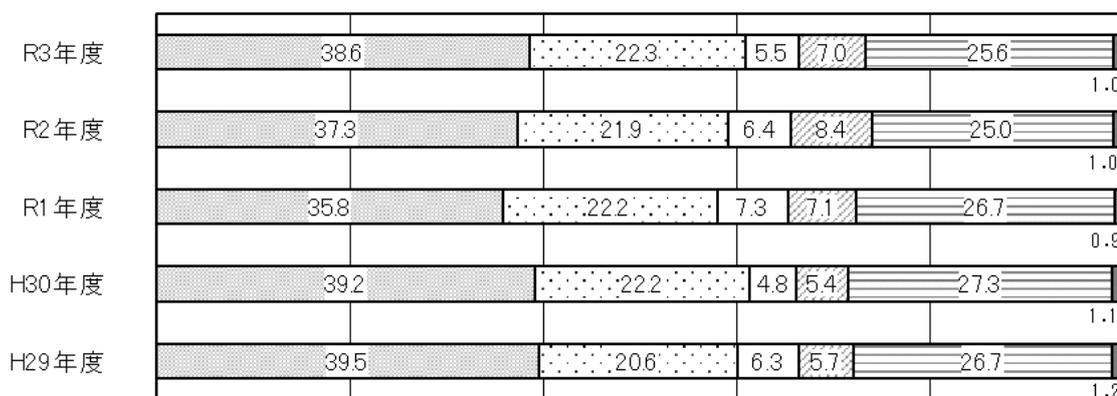
(ア) 可燃ごみの組成及び発熱量 (家庭系ごみ、事業系ごみ)

(単位：%)

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
紙類		43.6(39.5)	44.1(39.2)	40.8(35.8)	40.8(37.3)	42.7(38.6)
高分子類		27.4(20.6)	29.4(22.2)	29.5(22.2)	28.3(21.9)	29.2(22.3)
木片・わら類		5.6(6.3)	4.0(4.8)	6.3(7.3)	5.6(6.4)	4.6(5.5)
繊維類		7.0(5.7)	6.8(5.4)	9.6(7.1)	11.0(8.4)	9.0(7.0)
雑物		14.6(26.7)	13.9(27.3)	12.3(26.7)	12.6(25.0)	13.1(25.6)
不燃物		1.8(1.2)	1.8(1.1)	1.5(0.9)	1.7(1.0)	1.4(1.0)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		38.3	39.8	40.6	40.2	38.4
低位発熱量 (kJ/kg)		11,700	11,900	11,900	11,700	12,500
〃 (kcal/kg)		2,790	2,840	2,830	2,800	2,990

組成は乾組成%で、()内は、湿組成%である。

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。



□紙類(湿組成) □高分子類(湿組成) □木片・わら類(湿組成) □繊維類(湿組成) □雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

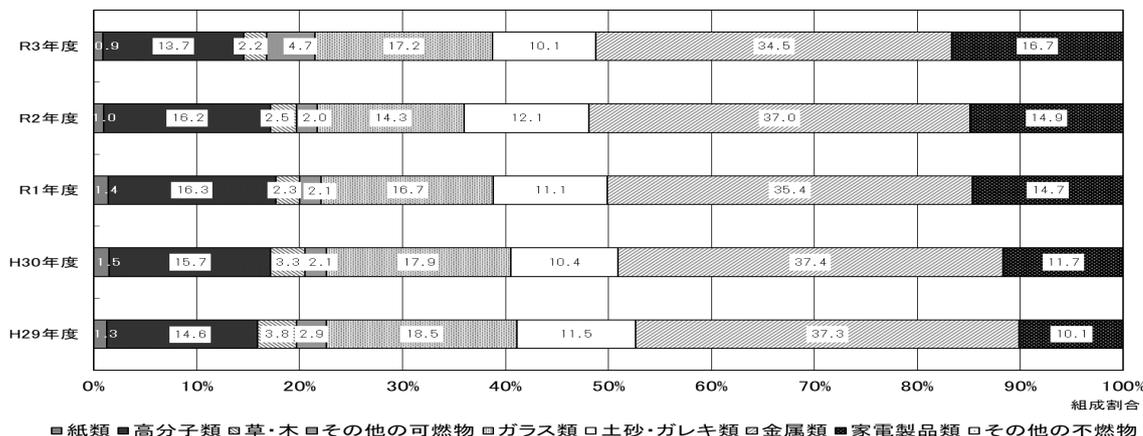
(イ) 不燃ごみの組成 (家庭系ごみ、事業系ごみ)

(単位：%)

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
紙類		1.3	1.5	1.4	1.0	0.9
高分子類		14.6	15.7	16.3	16.2	13.7
草・木		3.8	3.3	2.3	2.5	2.2
その他の可燃物		2.9	2.1	2.1	2.0	4.7
ガラス類		18.5	17.9	16.7	14.3	17.2
土砂・ガレキ類		11.5	10.4	11.1	12.1	10.1
金属類		37.3	37.4	35.4	37.0	34.5
家電製品類		10.1	11.7	14.7	14.9	16.7
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成%である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



□紙類 ■高分子類 □草・木 □その他の可燃物 □ガラス類 □土砂・ガレキ類 □金属類 ■家電製品類 □その他の不燃物

カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
家庭系ごみ	可燃ごみ	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	
	不燃ごみ	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	
	粗大ごみ	可燃	1,559	1,651	1,649	1,740	1,742	1,883	2,175	2,380	2,924	2,805
		不燃	2,037	2,212	2,261	2,512	2,754	2,889	3,433	3,888	4,727	4,943
	計	287,206	288,290	287,716	289,778	285,328	285,975	287,873	292,078	302,104	292,854	
	人口(人) (10月1日現在推計人口)	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	
	家庭系ごみ原単位 (g/人・日)	526	523	517	515	502	499	498	499	513	495	
事業系ごみ	一般廃棄物	可燃ごみ	220,730	219,804	220,869	219,682	221,581	211,691	207,914	199,222	159,284	153,588
		不燃ごみ	19,815	21,440	20,219	19,659	20,914	17,775	17,511	17,737	14,476	12,824
	産業廃棄物	可燃ごみ	29,215	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944
		不燃ごみ	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	15,315	14,954	17,449	20,128
	計	275,693	280,891	282,766	280,624	284,766	287,128	288,747	272,895	226,131	217,484	
可燃ごみ計		523,405	526,296	526,366	524,415	520,605	523,467	523,921	511,380	471,796	455,402	
不燃ごみ計		39,494	42,885	44,116	45,987	49,489	49,636	52,699	53,593	56,439	54,936	
合計		562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	510,338	

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
家庭系	地域集団回収等(リサイクルプラザ事業を含む)	46,686	45,241	40,265	38,686	37,421	34,515	32,398	30,717	27,674	26,163
	民間協力店(空きびん・ペットボトル)	2,112	2,174	2,148	2,183	2,167	2,126	1,997	1,996	2,066	2,098
	生ごみ処理機等購入費助成	962	928	679	532	421	332	238	173	104	51
	空きびん・ペットボトル戸別回収	7,210	7,786	8,014	8,318	8,521	8,759	8,999	9,071	10,291	10,503
	スーパーマーケット等による店頭回収	956	1,049	1,556	1,471	977	1,898	2,754	2,927	2,066	3,236
	鉄・アルミの資源化(C)※	3,667	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715	5,989	6,347	8,175	6,698
	廃食用油のボックス回収(公民館)	—	1	1	1	2	2	3	2	2	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	—	—	—	9	20	25	38	42	42	49
	使用済小型家電回収				45	46	57	84	104	132	104
	古着の回収					9	13	17	24	6	33
	小計	61,593	61,156	57,358	55,673	54,607	53,442	52,517	51,403	50,558	48,937
事業系	大規模事業者の古紙回収	80,200	76,400	79,300	77,400	77,900	76,500	75,500	72,900	68,600	70,000
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	72,606	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251	96,859	86,543	77,338	87,202
	市庁舎内古紙回収	1,576	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447	1,605	1,696	1,723	1,784
	市直営資源回収(空きびん・ペットボトル)	38	39	30	31	34	29	27	21	22	24
	公共施設資源回収(蛍光灯・乾電池)	11	13	12	9	9	9	9	8	7	8
	緑のリサイクル	3,856	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227	5,471	9,959	11,638	14,126
	鉄・アルミの資源化(C)※	2,357	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767	2,626	2,508	1,800	1,792
	工場での古紙回収(C)	219	212	216	193	176	153	134	110	39	0
	食品残さの資源化	5,055	4,757	5,319	6,470	6,537	7,287	7,015	7,297	5,223	6,230
	事業所資源回収(古紙、食品残さを除く)	17,600	20,000	19,100	19,300	17,400	16,700	17,200	17,700	14,900	15,300
	小計	183,518	189,429	193,769	205,964	201,152	205,370	206,446	198,742	181,290	196,466
ごみのリサイクル量(A) (上記項目の合計)	245,111	250,585	251,127	261,637	255,759	258,812	258,963	250,145	231,848	245,403	
ごみ処理量(B) (本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量)	562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	510,338	
ごみ発生量(A+B-C=D)	801,767	813,137	813,932	824,671	817,839	823,280	826,834	806,153	750,069	747,251	
ごみのリサイクル率(A/D)	30.6%	30.8%	30.9%	31.7%	31.3%	31.4%	31.3%	31.0%	30.9%	32.8%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量(B)に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
総 人 口 (10月1日現在推計人口)		1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585		
収集搬入量	① 家庭系ごみ	可燃ごみ	委託	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065
		不燃ごみ	委託	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041
		粗大ごみ	委託	3,596	3,863	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	7,748
		資源ごみ	委託等	9,477	10,125	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	12,808
		計		296,683	298,415	298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665	305,662
		(割合)		54.3%	54.5%	54.5%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%	64.3%
	※市民1日1人あたり排出量 (g)		545	543	537	534	522	519	518	520	535	517	
	② 事業系ごみ	一般廃棄物	直 営	4,190	4,248	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0	0
			許 可	165,887	166,625	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879	127,707
			自 搬	71,463	70,371	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	38,705
		資源ごみ	直 営	75	83	55	46	41	26	8	1	0	0
			委 託	1	3	2	1	1	1	1	0	0	0
			許 可	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
			自 搬	4,029	3,796	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0	0	0
		計		245,649	245,127	245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	166,412
		(割合)		45.0%	44.8%	44.8%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	35.0%
		③ 公共系ごみ	堆積ごみ	直 営	1,232	1,220	1,259	1,145	1,086	814	252	241	76
	委 託			1,844	1,668	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	2,228
	計		3,076	2,888	3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	2,292	
	道路・街路くずかご清掃ごみ		委 託	688	753	700	910	748	693	684	754	805	651
	河川清掃ごみ		委 託	208	225	244	208	144	61	60	66	60	51
	計		3,972	3,866	4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	2,994	
	(割合)		0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	
	④(①+②+③)		可燃	497,113	496,218	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	427,215
	一般廃棄物		不燃	35,598	37,170	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	35,043
	市内収集搬入合計		資源ごみ	13,593	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810
	計		546,304	547,408	547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	475,068	
(割合)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
⑤ 産業廃棄物 自己搬入量		可燃	30,420	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	
		不燃	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	20,128	
		資源ごみ	35	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		36,388	39,647	41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	51,072		
⑥(④+⑤)		可燃	527,533	529,211	529,487	527,895	524,006	526,464	514,559	474,641	458,159		
市内収集搬入 総合計		不燃	41,531	43,824	45,051	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	55,171	
		資源ごみ	13,628	14,020	14,488	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	
		計	582,692	587,055	589,026	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	526,140	
市外分	⑦ 市外搬入量	可燃	93,509	90,919	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	4,350	
		不燃	554	477	468	533	511	522	539	593	613	545	
		資源ごみ	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		計	94,091	91,396	91,010	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	4,895	
⑥+⑦ 収集搬入総量		可燃	621,042	620,130	620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	462,509	
		不燃	42,085	44,301	45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	55,716	
		資源ごみ	13,656	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	
		計	676,783	678,451	680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	531,035	
処理に伴い発生 する廃棄物	不燃ごみからの破碎可燃物		5,576	6,702	7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	6,723	
	焼却灰等		82,356	81,802	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	60,111	
	焼 却		628,280	628,058	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	470,859	
	埋 立		109,690	115,519	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	102,245	
	資源化		15,138	16,243	16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	15,712	
	譲渡等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		753,108	759,820	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	588,816		

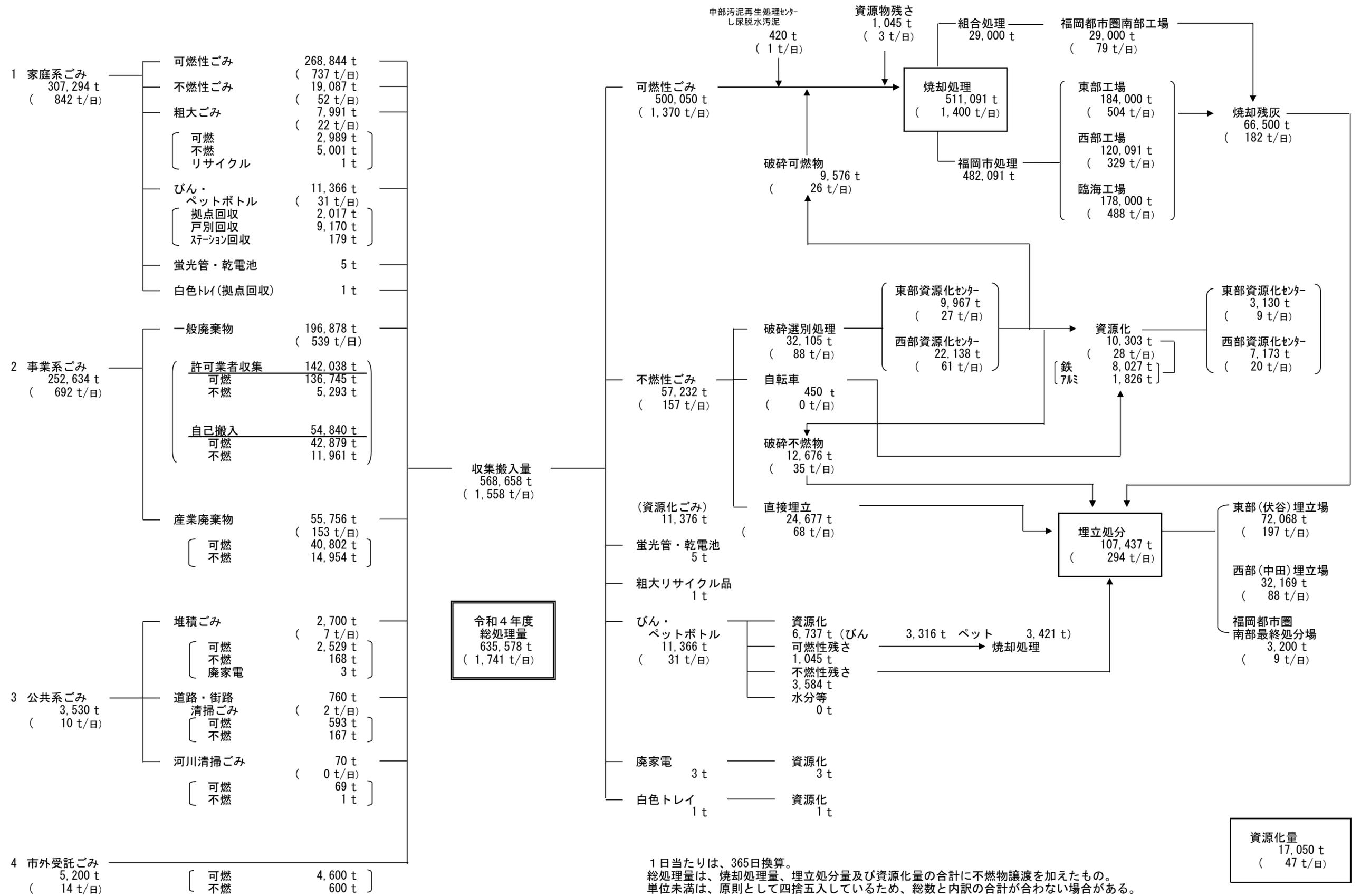
② 収集形態別

(単位：t)

年度	区分	市内分収集搬入量						市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総量		対前年度比 (%)
		計	直営	委託	許可	自己搬入	うち産業廃棄物				合計	日量	
H24	合計	582,692	5,497	299,424	165,891	111,880	36,388	94,091	76,526	△ 201	753,108	2,063	100.7
	可燃物	527,533	3,409	275,894	159,964	88,266	30,420	93,509	—	—	621,042	1,701	100.4
	不燃物	41,531	2,007	14,051	5,923	19,550	5,933	554	76,526	△ 145	118,466	324	102.8
	資源ごみ	13,628	81	9,479	4	4,064	35	28	—	△ 56	13,600	38	98.7
H25	合計	587,055	5,551	301,064	166,626	113,814	39,647	91,396	81,802	△ 433	759,820	2,082	100.9
	可燃物	529,211	3,286	275,827	160,713	89,385	32,993	90,919	—	—	620,130	1,699	99.9
	不燃物	43,824	2,172	15,107	5,912	20,633	6,654	477	81,802	△ 325	125,778	345	106.2
	資源ごみ	14,020	93	10,130	1	3,796	0	0	—	△ 108	13,912	38	102.3
H26	合計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1
H27	合計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1
H28	合計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	—	531,831	1,457	90.4
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6
H29	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9
H30	合計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	0	0	11,947	33	90.2
R1	合計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2
R2	合計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	7,811	65,762	0	617,572	1,691	94.1
	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	7,198	—	—	481,839	1,320	92.8
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	613	65,762	0	123,170	337	98.3
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7
R3	合計	526,140	64	308,592	127,707	89,777	51,072	4,895	60,111	0	591,146	1,619	95.7
	可燃物	458,159	43	273,584	123,601	60,931	30,944	4,350	—	—	462,509	1,267	96.0
	不燃物	55,171	19	22,200	4,106	28,846	20,128	545	60,111	0	115,827	317	94.1
	資源ごみ	12,810	2	12,808	0	0	0	0	—	0	12,810	35	102.9

※直営：令和元年度以前は、環境事業所及び区生活環境課の搬入分。令和2年度以降は、区生活環境課の搬入分のみ。

(5) 令和4年度ごみ処理見込量



1日当たりは、365日換算。
総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(6) ごみ処理コスト(令和2年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和2年10月1日現在の推計人口(遡及修正前) 1,613,361 人

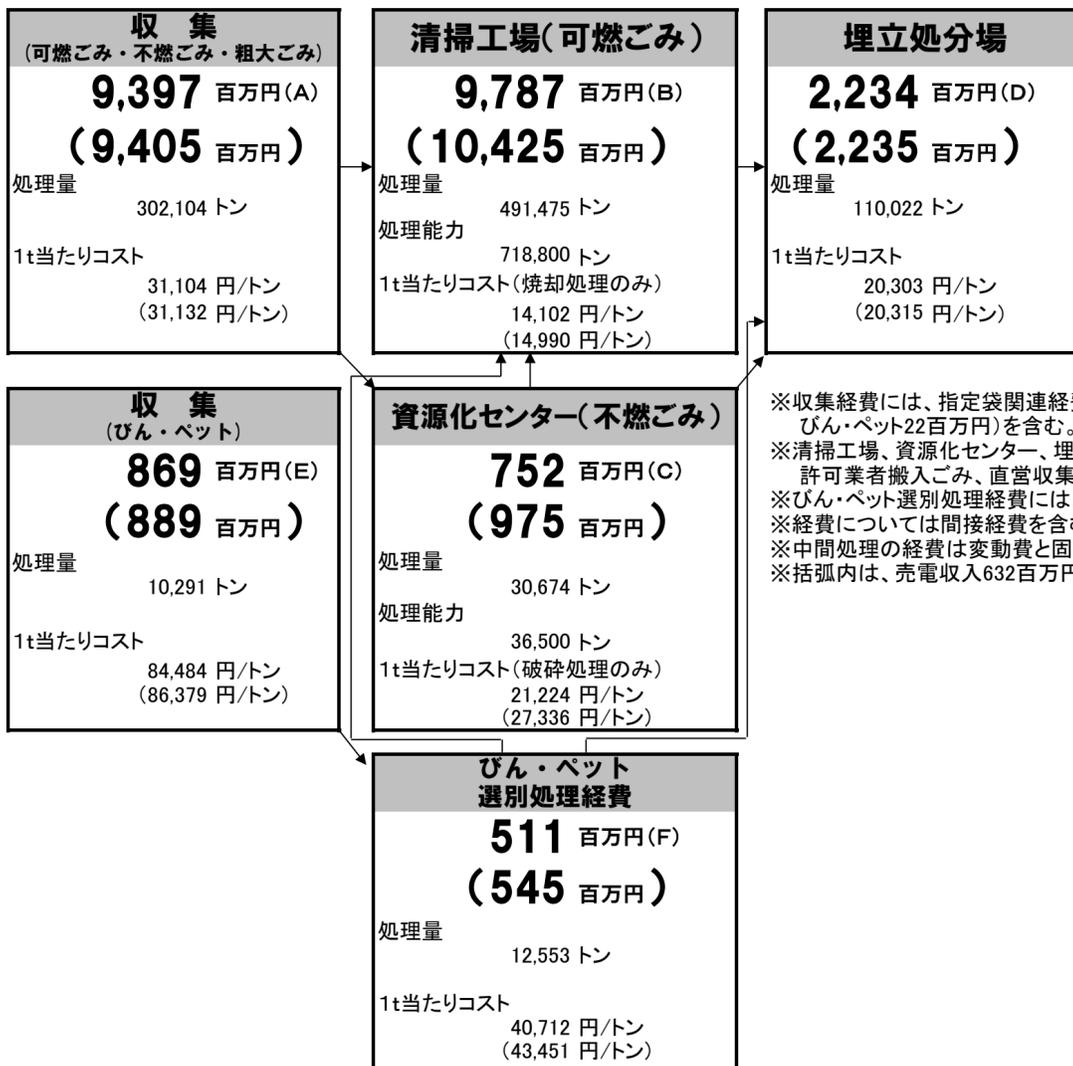
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	27,571 円 (27,595 円)	14,102 円 (14,990 円)	2,717 円	44,390 円 (45,302 円)	174 円/袋 (177 円/袋)
	不燃ごみ	44,620 円 (44,661 円)	27,220 円 (33,332 円)	9,336 円	81,176 円 (87,329 円)	339 円/袋 (364 円/袋)
	粗大ごみ	122,973 円 (123,099 円)	22,207 円 (26,322 円)	6,806 円	151,986 円 (156,227 円)	
	びん・ペット	84,484 円 (86,379 円)	40,712 円 (43,451 円)	3,138 円	128,334 円 (132,968 円)	213 円/袋 (221 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,694 円 (4,698 円)	2,401 円 (2,552 円)	463 円	7,558 円 (7,713 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kg で換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より) ※括弧内は、売電収入632百万 円、資源物売却収入251百万 円等を控除する前の金額。
	不燃ごみ	547 円 (548 円)	334 円 (409 円)	114 円	995 円 (1,071 円)	
	粗大ごみ	583 円 (584 円)	105 円 (125 円)	32 円	720 円 (741 円)	
	びん・ペット	539 円 (551 円)	260 円 (277 円)	20 円	819 円 (848 円)	
	計	6,363 円 (6,381 円)	3,100 円 (3,363 円)	629 円	10,092 円 (10,373 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,573 百万円	883 百万円	941 百万円	9,397 百万円
274,666 トン	19,787 トン	7,651 トン	302,104 トン
27,571 円/トン	44,620 円/トン	122,973 円/トン	31,104 円/トン

2 ごみ処理経費



※収集経費には、指定袋関連経費(可燃578百万円、不燃47百万円、びん・ペット22百万円)を含む。
 ※清掃工場、資源化センター、埋立処分場の経費は、自己搬入ごみ、許可業者搬入ごみ、直営収集ごみ、公共系ごみ等を含む。
 ※びん・ペット選別処理経費には、拠点回収、ステーション回収分を含む。
 ※経費については間接経費を含む。
 ※中間処理の経費は変動費と固定費に分類し、処理量と処理能力で割って算出。
 ※括弧内は、売電収入632百万円、資源物売却収入251百万円等を控除する前の金額。

経費合計 23,550 百万円
 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) **(24,474 百万円)**

2 し尿処理事業

(1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和3年度末の下水道処理区域内の人口は約162万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、平成28年度から令和2年度までの5年間において、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和3年度については対前年比約7.6%（157人）の減となり、総人口に占める割合は約0.12%となっている。

令和3年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は42kℓで、今後とも下水道の普及に伴い減少が見込まれる。

(2) し尿等の収集・搬入

① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和3年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和4年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和4年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和4年度）

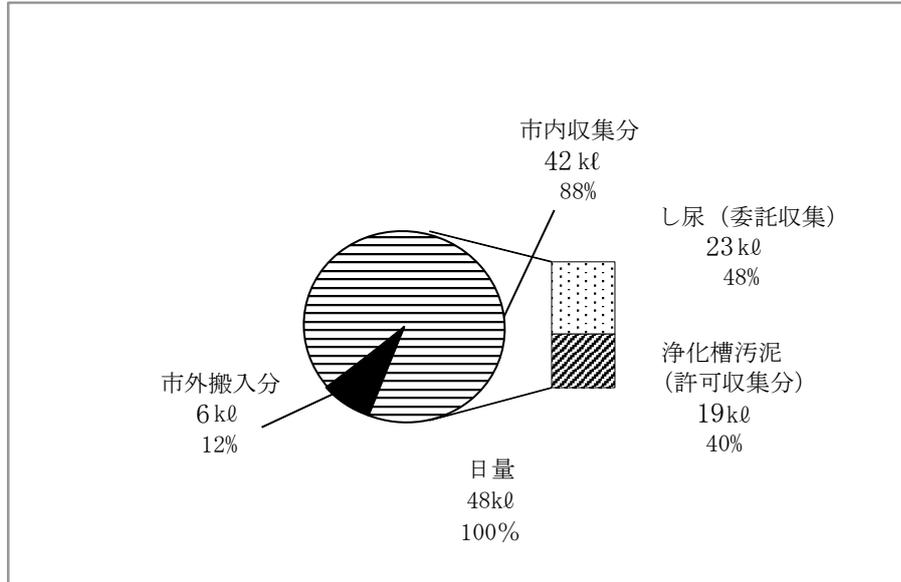
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し 尿 等	し 尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生 処理センター
	浄化槽 汚 泥	市の許可 した業者		随 時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
845,339世帯	1,213世帯	1,909人	1,539便槽	令和4年4月1日現在

ウ し尿収集搬入比（令和3年度実績）



(3) し尿等の処理・処分

令和3年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.12%、1,909人（令和3年度末）で、その収集日量は23kl（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥19kl・し尿処理を受託している市外搬入分6klとあわせて総処理量は48klである。

処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量48klを陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

(単位:人、kℓ)

区 分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
人 口		1,494,978	1,510,566	1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351	1,619,893		
前年度比(%)		100.8	101.0	100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2	100.2		
下 水 道	処理区域人口	1,488,400	1,505,000	1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020	1,577,770	1,592,110	1,611,660	1,615,280		
	普及率(%)	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7		
	利用人口	1,479,278	1,496,716	1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816	1,606,868	1,610,843		
水洗浄化率(%)		98.9	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4		
し尿収集人口		4,086	3,714	3,375	3,085	2,823	2,596	2,381	2,233	2,066	1,909		
構成比(%)		0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1		
前年度比(%)		91.1	90.9	90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8	92.5	92.4		
浄化槽等人口		11,614	10,136	9,779	9,164	8,866	8,648	8,278	7,904	7,417	7,141		
構成比(%)		0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4		
市 内 収 集 搬 入 分	し尿収集量	直 営	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
		委 託	11,211	10,992	10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687	8,319	
	計	日 量	31	30	29	28	27	25	24	24	24	23	
		前年度比(%)	95.6	98.0	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9	95.8	
	浄化槽汚泥搬入量(許可収集)	日 量	24	21	21	21	22	20	21	22	20	19	
		前年度比(%)	101	93	98	99	99	93	100	102	94	97	
	計	日 量	55	51	50	49	49	45	45	46	44	42	
		前年度比(%)	101	93	98	99	99	93	100	102	94	97	
	市外搬入量		6,670	6,559	2,434	2,381	2,259	2,243	2,126	2,053	2,001	2,139	
	日 量		18	18	7	7	6	6	6	6	5	6	
受託市町		2町	2町	1町									
洗 浄 水		3,171	3,685	4,199	1,753	0	0	0	0	0	0		
日 量		9	10	12	10	0	0	0	0	0	0		
合 計 (要処理量)		29,798	28,857	24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807	17,513		
日 量		82	79	68	66	55	51	51	52	49	48		
前年度比(%)		86.0	96.8	86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1	98.3		
処 理 ・ 処 分	陸 上 処 理	処理部 センター 再生	脱水汚泥 <small>(清掃工場へ運搬、燃料として焼却)</small>	-	-	-	236	464	475	447	484	413	384
			日 量	-	-	-	1	1	1	1	1	1	
			下水管放流	-	-	-	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822	37,164
			日 量	-	-	-	124	129	100	103	106	98	102
			うち希釈水及び洗浄水等	-	-	-	11,123	24,725	15,937	16,873	17,809	16,115	17,384
	日 量	-	-	-	61	68	44	46	49	44	48		
	計(希釈水及び洗浄水等を除く)	-	-	-	11,728	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164		
	日 量	-	-	-	64	62	57	58	58	55	55		
	場 下 圧 水 送 入 処 理	中部水処理センター	8,890	7,900	7,650	3,920	0	0	0	0	0	0	
		東部水処理センター	20,960	20,850	17,060	8,395	0	0	0	0	0	0	
		計	29,850	28,750	24,710	12,315	0	0	0	0	0	0	
	日 量	82	79	68	67	0	0	0	0	0	0		
	し尿処理場	日 量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		日 量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	日 量	29,850	28,750	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	
日 量		82	79	68	66	63	58	58	58	55	55		

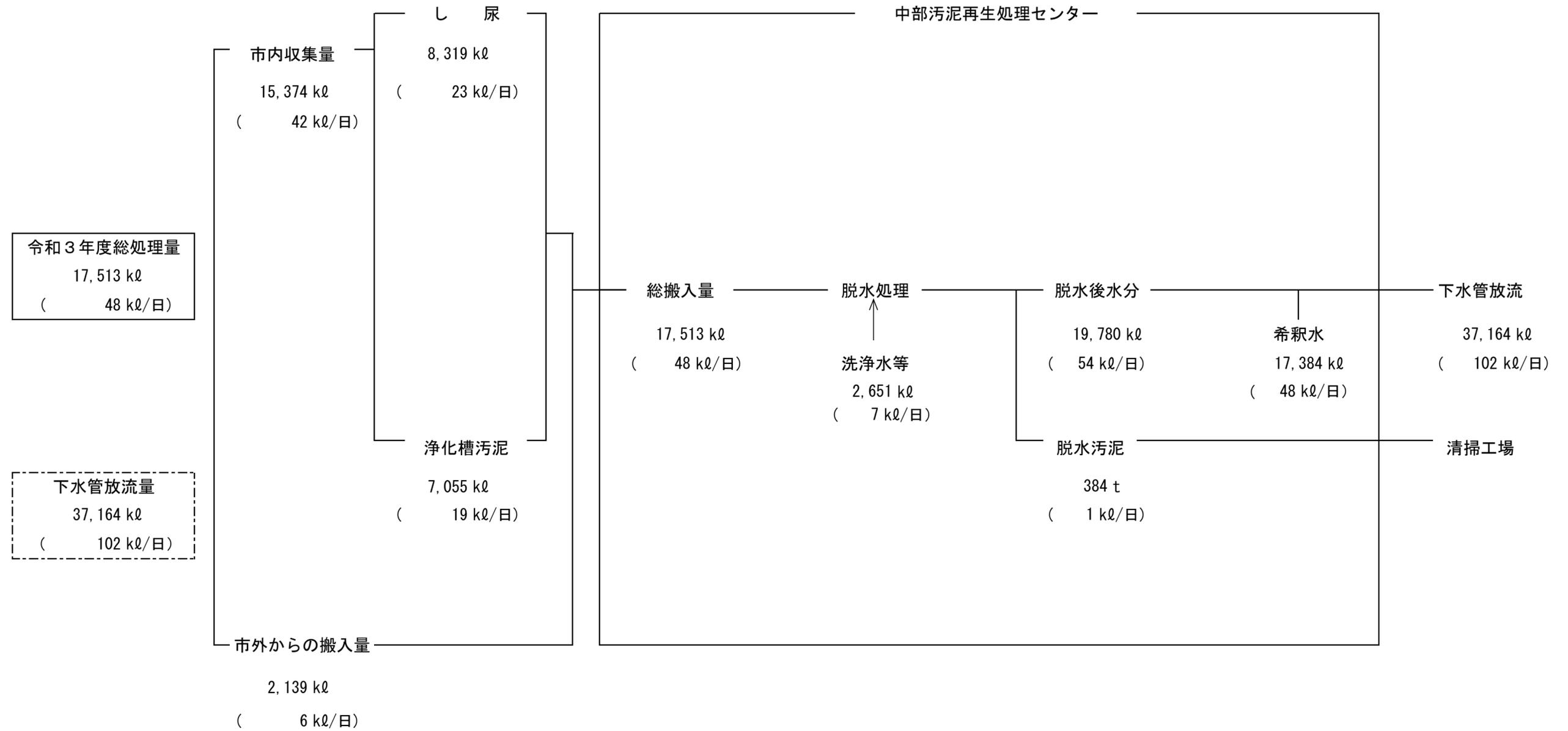
※人口は、年度末の人口(例:令和3年度では、令和4年4月1日現在の推計人口)。

市外搬入量:平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、新宮町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。

平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。

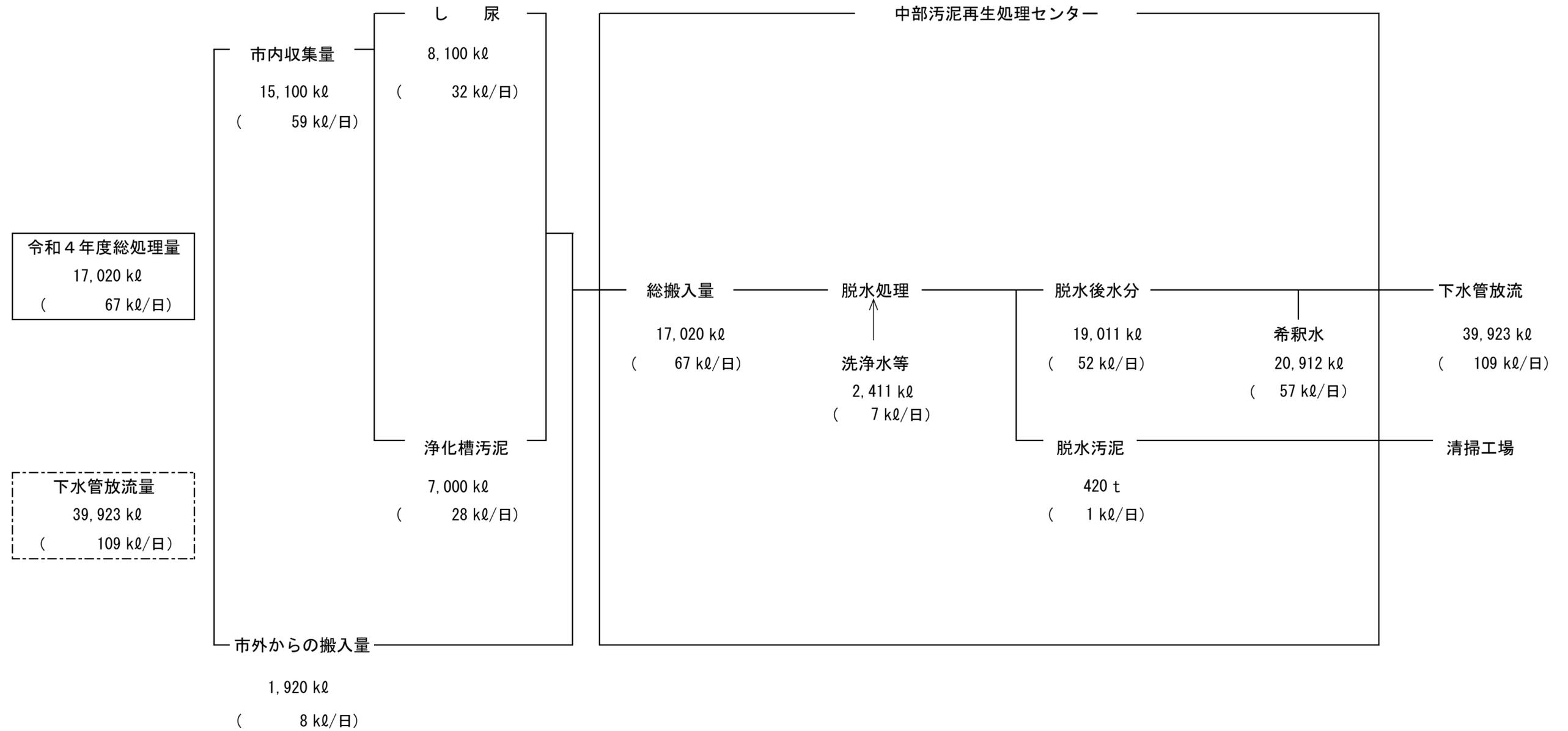
日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

(5) 令和3年度し尿処理実績



(注) 日量は365日で割り戻し

(6) 令和4年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日当りは 254日換算 (R3年度搬入実績)

(注) 2. 下水管放流量の一日当りは 365日換算 (毎日運転)

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

① 産業廃棄物の発生及び処理状況

令和元年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億8,596万トンで、前年度の約3億7,883万トンに比べて約712万トン(約1.9%)の増加となった。発生量のうち、再生利用量は約2億357万トン、減量化量は約1億7,323万トン、最終処分量は約916万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和2年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約142万トンとなっており、令和元年度に比べ約20万トン(約14%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約80万6千トン、汚泥が約20万トンであり、この2種類で全体の約71%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約8千百トンとなっている。

令和2年度における市内の産業廃棄物処理業者による処理量は約129万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万6千トンが埋め立てられている。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量 (万トン)

産業廃棄物の種類	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量
燃 え 殻	0.4	0.3	0.4	0.2	0.3
汚 泥 (有 機)	1.3	0.8	0.7	0.4	1.9
汚 泥 (無 機)	20.6	11.5	22.0	19.9	18.1
廃 油	0.8	0.9	1.4	0.9	1.1
廃 酸	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1
廃 ア ル カ リ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	6.0	7.9	8.9	5.6	5.7
紙 く ず	1.1	1.4	1.1	1.0	1.1
木 く ず	5.4	7.2	9.7	7.1	7.5
織 維 く ず	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
動植物性残さ	0.3	0.7	0.8	0.4	0.4
動植物性固形不要物	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	4.9	5.4	7.3	4.7	5.1
ガ ラ 陶	7.6	8.3	9.6	12.6	11.7
鋳 さ い	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
が れ き 類	99.9	91.3	90.5	100.7	80.6
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	7.7	5.5	10.9	8.3	8.4
合 計	156.4	141.7	164.2	162.1	142.2

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量
燃 え 殻	0.0	0.0	15.2	17.1	0.0
汚 泥	20.1	16.4	90.1	10.1	4.2
廃 油	293.1	324.6	314.2	294.2	254.6
廃 酸	1,362.0	518.2	605.8	431.7	404.0
廃 アルカリ	281.0	302.0	420.1	319.8	281.9
鋳 さ い	30.4	33.0	0.0	0.0	76.8
ダ ス ト 類	0.0	79.2	15.6	0.2	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,282.2	5,955.0	5,643.5	5,730.0	6,857.9
廃 P C B 等	110.0	245.0	166.3	171.5	116.3
廃 石 綿 等	89.0	83.1	84.1	294.4	141.3
廃 水 銀 等	—	0.0	11.1	0.0	0.4
混 合 廃 棄 物	0.0	0.0	0.2	0.0	0.6
合 計	7,467.8	7,556.5	7,366.3	7,269.0	8,137.9

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

※廃水銀等は、法改正に伴い平成29年度発生量から集計を開始

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量（令和2年度）

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	934,542	352,426	1,286,968
特別管理産業廃棄物中間処理量	201	83	284
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	15,758	19,769	35,527

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和4年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で113件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況（令和4年3月31日現在）

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 中間処理業	合計
H29	49(32)	64	6	3(2)	2	124
H30	45(31)	66	5	4(3)	2	122
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113
R3	38(27)	65	4	4(3)	2	113

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数（内数）を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は54施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は11施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和4年4月1日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	54	11	43	
汚泥の脱水施設	15	5	10	
汚泥の焼却施設	0	0	0	
汚泥の乾燥施設	1	0	1	
廃油の焼却施設	1	0	1	
廃プラスチック類の破砕施設	4	0	4	
廃プラスチック類の焼却施設	2	1	1	
シアン分解施設	0	0	0	
その他の焼却施設	2	1	1	
木くず、がれき類の破砕施設	24	3	21	
安定型処分場	4	1	3	195,197(m ³)
管理型処分場	1	0	1	1,772(m ³)

※安定型及び管理型処分場の残余容量は、令和3年3月31日現在

④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和3年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約304万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和3年度の市内の実績は、約5千台の使用済み自動車引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破砕した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
引 取 業 者	103	9,444	7,872	5,129
フロン類回収業者	26	5,343 (うち再利用0)	4,331 (うち再利用0)	2,958 (うち再利用0)
解体業者	13	5,344 (うちガラ輸出50)	4,793 (うちガラ輸出5)	3,259 (うちガラ輸出5)
破 碎 業 者	5	7,764	7,693	5,814
合 計	147			

※業者数は令和4年3月31日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取り巻く状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法上の関係法令も毎年のように改正されている状況である。

本市においては、次の4項目を基本に、産業廃棄物処理の適正化及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、及びその実施状況を提出することとされている。

令和3年度には、309事業者の計画書等を受理し、1年間、縦覧に供するとともに、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っている。（令和3年度立入事業者数：4事業者）

なお、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年福岡市条例第26号)により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には、産業廃棄物処理計画の提出を義務づけており、これらの事業所に対し立入検査を行い、適正処理を指導している。（令和3年度受理件数：164件、立入件数 40件）

●主な指導内容

減量化・有効利用の推進

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

(ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理、飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い指導している。(立入件数：61件)

(イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：15件 届出事業所数：108事業所)

(ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理及び事故を防止するため、必要に応じ随時立入検査を行い指導している。令和3年度は新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し立入を大幅に減少している。(立入件数：2件)

●主な指導内容

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者（中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者）に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：432件)

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：68件)

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理に関する苦情に対して現地調査を行った上で対応している。（令和3年度苦情処理件数：21件）

また、苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は、口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。（令和3年度文書指導件数：0件）

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度				
		H29	H30	R1	R2	R3
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者	27	39	41	0	4
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1	311	250	244	64	59
	P C B 保 管 事 業 者	426	37	411	22	15
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場	89	91	92	89	61
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場	10	24	24	0	2
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等	1,234	1,053	674	445	432
	自動車リサイクル法許可業者	99	141	127	65	68
苦情	不適正処理など苦情に関するもの	25	25	16	11	21
監視	重点監視事業所等 ※2	859	752	368	227	178
合 計		3,080	2,412	1,997	923	840

※1 1（2）に記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

（4）減量化・有効利用の推進

① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

なお、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破砕し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、令和元年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は、ほぼ100%となっている。

② その他の有効利用

排出事業者及び処理業者に対し、立ち入り検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう行政指導を行っている。

また、平成20年4月に、建設汚泥の自ら利用に係る事務処理要領を制定し、建設汚泥の自ら利用計画書等の提出を求め、適正処理、有効利用の推進を図っている。

(5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

(6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は毎年のように改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法令に関する知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携を取りながら、産業廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。特に、土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合は市担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・処理業者に対する講習会や産業廃棄物処理業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

② 講習会等の実施

排出事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。

なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。（令和2～3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

講習会実施状況

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数(回)	10	10	7	0	0
受講者数(人)	661	528	509	0	0

4 外 郭 団 体

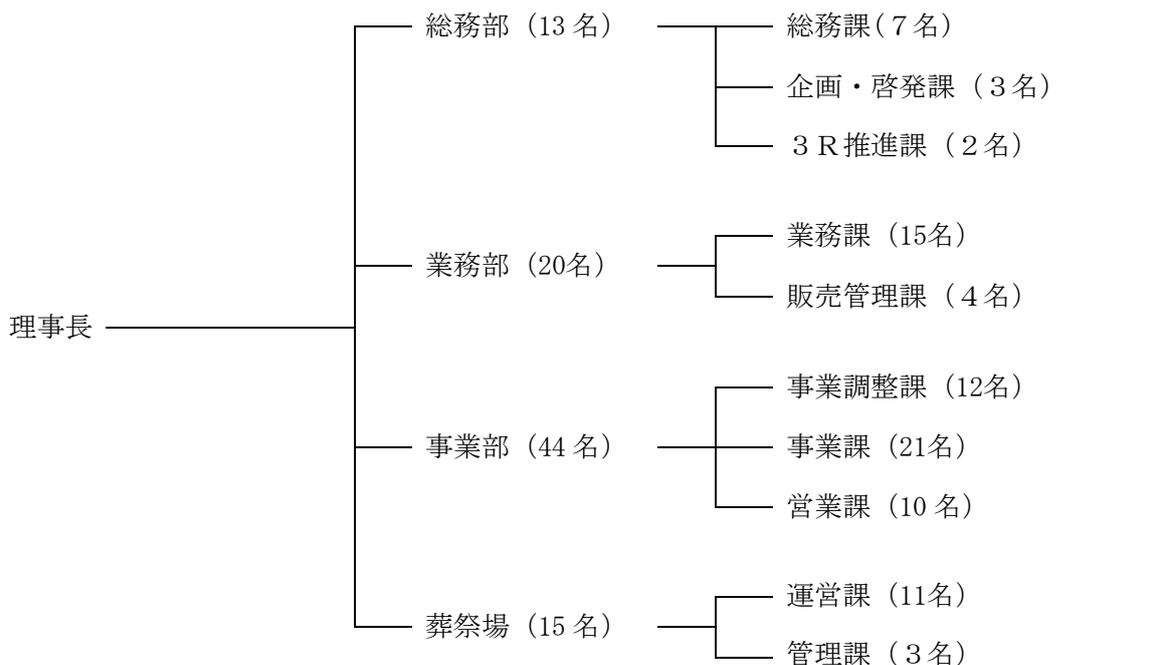
(1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法 人 概 要 (令和4年4月1日現在)

- ①名 称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所 在 地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設 立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組 織



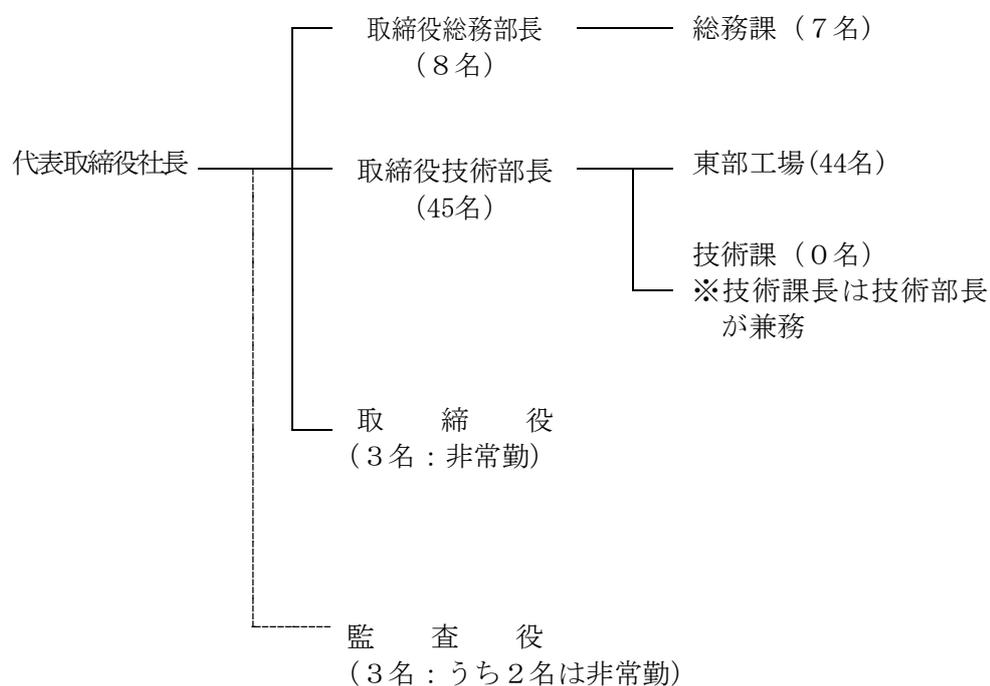
(総数93名)

(2) 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電におけるサーマルリサイクルの更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会社概要 (令和4年4月1日現在)

- ①名称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所在地 福岡市東区蒲田5丁目11番2号
- ③設立 平成12年10月20日
- ④資本金 50億円 (福岡市51%、九州電力(株)49%)
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組織



(総数55名)

